

北方領土返還要求運動啓発及び学習推進普及映像DVD貸出内規

(目的)

第1条 この内規は、羅臼町内外の北方領土返還要求に携わる関係団体、学校、及び企業等が返還要求運動に対する知見を深めるため、羅臼町が制作、保有する北方領土返還要求運動啓発及び学習推進普及映像DVD（以下、「DVD」という。）の貸出について必要な事項を定める。

(貸出実施主体)

第2条 DVDの貸出に関する事務は、羅臼町企画振興課（以下、「貸出者」という。）が行う。

(貸出対象)

第3条 DVDの貸出対象者、団体等（以下、「借用者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 北方領土返還要求に携わる団体
- (2) 企業・事業所
- (3) 学校等の教育機関
- (4) 地域コミュニティ団体
- (5) その他、貸出者が適当と認めた借用者

(貸出の制限)

第4条 貸出者の使用目的が以下に該当する場合は、貸出を許可しない。

- (1) 政治的又は宗教的活動に使用すると認められるとき。
- (2) 営利を目的とする行為に使用すると認められるとき。
- (3) その他、貸出者が使用を許可することが適当でないとき。

(貸出及び返却方法)

第5条 貸出及び返却方法については、次のとおりとする。

- (1) 貸出は貸出者で行い、返却は借用者が自らの責任をもって行うものとする。
- (2) DVDの貸出及び返却は、原則、貸出者窓口とし、借用者が羅臼町外である場合は、郵送も可とする。

(貸出期間及び数量)

第6条 貸出期間及び数量については、次のとおりとする。

- (1) DVDの貸出期間は、原則、貸出から返却まで最大14日間を限度とし、郵送による貸出を希望する場合は郵送に要する期間を含むものとする。
- (2) DVDの貸出数量は、原則、1枚までとする。

- (3) DVDの貸出期間及び数量は、原則、前項までのとおりとするが、貸出者が適当と認めた場合はその限りではない。

(借用の手続き)

第7条 借用者は、次により利用申込みの手続きを行う。

- (1) 電話等により、貸出者へ事前連絡を行うものとする。
- (2) 借用者は、「DVD借用申込書(様式第1号)」を貸出者へ提出するものとする。
- (3) 借用者が郵送による貸出及び返却を希望する場合には、様式第1号の所定の箇所へ住所等の必要な事項を記載して申込するものとする。
- (4) 申込書の受付は、月曜日から金曜日まで(祝日等を除く。)の開庁時間内とする。

(貸出の決定)

第8条 貸出者は、内規に定める申込があった場合は、申込内容を確認し、貸出が適当と認めるときは、「DVD貸出許可書(様式第2号)」を申請者に交付する。

(禁止事項)

第9条 借用者は、貸出が許可された目的以外に使用してはならず、次の事項を禁止する。

- (1) DVDの転貸
- (2) DVDの複製
- (3) DVDに保存されたデータを他の記憶媒体及び記憶装置へ書き込みする行為

(貸出料金)

第10条 DVDの貸出料金は、無償とする。

(借用者の義務)

第11条 借用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) DVDの使用及び保管にあたっては、善良な管理者としての注意義務を果たすこと。
- (2) 貸出期間中に紛失又は、損傷した場合には速やかに貸出者に報告し、その指示に従うこと。

(借用者の費用負担)

第12条 借用者が負担する費用については、次のとおりとする。

- (1) 郵送による貸出及び返却を希望する場合の実費
- (2) DVDの紛失又は、損傷した場合の回復に相当する代価
- (3) DVDを使用した事業により生じた損害賠償等一切の費用

(使用報告)

第 13 条 借用者は、DVDの返却と同時に、「DVD使用報告書（様式第3号）」を貸付者へ提出しなければならない。

(その他)

第 14 条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和5年7月19日から施行する。